

次世代育成支援対策推進法に基づく **くるみん認定** を受けると、 企業イメージの向上や人材確保・定着に役立ちます

☆くるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出した事業主のうち、計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合受けることができます（一般事業主行動計画の届出や認定申請は労働局へ）。

☆認定を受けた企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が定める認定マーク「くるみん」、「プラチナくるみん」などを広告やウェブサイトなどに使用することができます。

認定を受けると

☆自社の求人や募集要項、商品、広告などに認定マークを使用し、「子育てサポート企業」として企業イメージを向上させ、人材確保につながります。

☆くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられます（令和9年3月末まで）

☆日本政策金融公庫から低利融資が受けられます。

☆公共調達で加点評価の対象となります。

くるみん助成金



○くるみん認定、トライくるみん認定

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に申請により認定。



令和7年4月1日より認定基準が改正されました。経過措置として、改正前の基準で令和9年3月31日まで申請できます（マークは旧基準マークになります）

○プラチナくるみん認定

くるみん認定、トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合に申請により認定。



○くるみんプラス認定

不妊治療と仕事の両立に取り組む企業で一定の要件を満たした場合、くるみん認定等にプラスして認定



くるみん認定・プラチナくるみん認定についてはこちら

（厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html）



お問い合わせは、三重労働局雇用環境・均等室 TEL059(226)2318

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

★認定申請にあたり事前のご相談も可能です★

女性活躍推進法に基づく **えるぼし認定** を受けると、

企業イメージの向上や人材確保・定着に役立ちます

★えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出した事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合受けることができます（一般事業主行動計画の届出や認定申請は労働局へ）。

★認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」、「プラチナえるぼし」などを広告やウェブサイトなどに使用することができます。

認定を受けると

★自社の求人や募集要項、商品、広告などに認定マークを使用することで企業イメージを向上させ、人材確保につながります。

★日本政策金融公庫から低利融資が受けられます。

★公共調達で加点評価の対象となります。

○えるぼし認定

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に申請により認定。



えるぼし
(3段階目)



えるぼし
(2段階目)



えるぼし
(1段階目)

○プラチナえるぼし認定

えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に申請により認定。



えるぼし認定・プラチナえるぼし認定についてはこちら

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



○えるぼしプラス認定（令和8年4月1日施行）

職場における女性の健康支援に取り組む企業で一定の要件を満たした場合、えるぼし認定等にプラスして認定。

NEW



えるぼしプラス認定についてはこちら

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70383.html



お問い合わせは、三重労働局雇用環境・均等室 TEL059(226)2318

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

★認定申請にあたり事前のご相談も可能です★